

薬の持参について

医師の処方により保育時間内での与薬が必要な場合、保護者からの与薬の依頼と薬の受け渡しを確実にして、子どもに処方通り与薬できるよう保管にも注意を払いますので、下記の事項を守っていただきますようお願いいたします。

- 1) 薬の容器や粉薬の袋には、必ず名前を書いてください。
- 2) 内服薬は昼食後にも与薬が必要な場合、一回分ずつ持参して下さい。
- 3) 園で《与薬依頼票》を用意していますので、必要事項をすべて記入して、その容器や袋に添付して持参下さい。
- 4) 《与薬依頼票》は一度記入していただくと、一週間使用できます。ただし、与薬日は毎朝記入して下さい。
- 5) 与薬後は、記録して《与薬依頼票》と空容器をお返しますので、ご確認下さい。
- 6) 必ず、その時間帯の先生に手渡して下さい。

幼児部の場合、子どもに何の薬でいつ飲むか教えるのはよいことですが、必ず保護者の方が先生に手渡しして下さい。

※ 医師に処方していただく際に、保育園に通っていることをつたえると、1日2回(朝・夕など)の処方で、園に薬を持参しなくてもいい場合が多くなっていますのでご相談下さい。また、内服薬の食間の与薬は、園ではおこないません。